

令和7年11月18日

市政記者各位

住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室

福岡市屋外広告物条例違反による氏名等公表について

福岡市では、市内の良好な景観の形成、風致の維持、そして公衆に対する危害を防止するため、福岡市屋外広告物条例を定めて必要な規制を行っており、屋外広告物の設置に当たっては、原則として許可申請の手続きが必要となっております。

このたび、下記の会社が福岡市内に存する店舗全ての屋外広告物について許可を受けておらず、予てより口頭、文書両面から指導を重ねて参りましたが、是正対応が得られないため、同条例第43条の2第1項第1号に基づき、氏名等を公表いたします。

なお、同条例に基づき氏名等の公表を行うのは、本市では初めてのこととなります。

今後も許可申請がなされるよう、適切に対処してまいります。

1 公表の対象

会社名：株式会社みなみ

店舗：質みなみ 二又瀬店 外7店舗

本店住所：福岡市東区筥松新町2番23号

2 違反の内容

無許可広告物の表示

(福岡市屋外広告物条例第5条第1項 違反)

福岡市屋外広告物条例（抜粋）

（許可）

第5条 前2条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、良好な景観又は風致を害さず、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない広告物又は掲出物件で法令の規定に違反しないと認められるものについては、前項の許可をしなければならない。（違反に対する措置）

第16条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、広告物の表示者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

（公表）

第43条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

(1) 第16条第1項の規定による命令を受けた者又は第37条の規定による勧告を受けた者であつて、正当な理由なく当該命令又は勧告に従わないもの

（問い合わせ先）

福岡市住宅都市みどり局都市景観室

担当：坂田

TEL 092-711-4395（内線 2810）

FAX 092-733-5590